

税源移譲により個人住民税の仕組みが大きく変わりました



三位一体の改革による国から地方への「税源移譲」に伴い、平成19年度から皆さんに納めていただく個人住民税が大きく変わりました。

昨年12月号の広報紙でもお知らせしましたが、税源移譲による税制改正が皆さんの税額にどのくらい影響してくるのかをおさらいしましょう。



税源移譲により、所得税と住民税（所得割）の税率が変わります

住民税所得割の税率が一律10%に統一され、多くの方の場合、1月分から所得税が減り、その分6月から住民税が増えることになります。

しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的に変わりません。ただし、定率減税の廃止や65歳以上の方の非課税措置の廃止に伴う経過措置の縮小によって、実際の住民税額は増えることになります。

所得税	4段階の税率を、6段階に細分化 ※所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないように設定
住民税	3段階の税率から一律10%に変更 (県民税4%、市民税6%)



定率減税が廃止されます

定率減税とは、税額から一定の額を控除する措置です。

平成11年度から景気対策などのために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、平成19年から廃止されることになりました。

	平成18年	平成19年以降
所得税	税額の10%相当額を減額 (上限125,000円)	廃止
住民税	税額の7.5%相当額を減額 (上限20,000円)	



65歳以上の方の非課税措置廃止に伴う経過措置（住民税のみ）

平成17年1月1日現在で65歳以上の方（昭和15年1月2日以前生まれ）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成18年度は年税額の3分の2が減額されていましたが、平成19年度は年税額の3分の1が減額となります。

なお、平成20年度からは全額課税となります。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
均等割	1,300円	2,600円	全額課税
所得割	3分の1を課税	3分の2を課税	



調整控除の創設

所得税と住民税の人的控除の差に基づく負担額の増加を調整するため、納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税所得割額から次の額が減額されます。

■ 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の方
次のいずれか少ない額の5%を減額します。

- ① 人的控除額の差の合計額
- ② 個人住民税の課税所得金額

■ 個人住民税の課税所得金額が200万円超の方

{人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得額 - 200万円)} × 5%を減額します。

※この額が2,500円未満の場合は、2,500円となります。